



平成23年7月14日

各 位

会 社 名 株式会社毎日コムネット
 代 表 者 名 代表取締役社長 伊藤 守
 (JASDAQ・コード8908)
 問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 小野田 博幸
 (TEL 03-5218-8908)

**株式会社KJホールディングスによる当社株券に対する
 公開買付けに関する賛同意見表明、
 第三者割当による自己株式の処分（保有自己株式の応募）、
 自己株式の消却及び資本業務提携のお知らせ**

当社は、平成23年7月14日開催の取締役会において、下記のとおり、株式会社KJホールディングス（以下「公開買付者」）による当社普通株式（以下「当社株式」）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」）について、賛同の意見を表明すること、本公開買付けに当社が保有する自己株式の一部を応募する形で第三者割当による自己株式処分（以下「本自己株式処分」）を行うこと、及び本自己株式処分の対象とならない自己株式の全てについて消却を行うことを決議いたしました。また、併せて、公開買付者との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」）を締結することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社株式は株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」）・JASDAQ（スタンダード）（以下「JASDAQ」）に上場されておりますが、本公開買付け後も、直ちに上場廃止基準に抵触する可能性は低く、引き続き上場は維持される予定と考えております。

記

1. 当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明

(1) 公開買付者の概要

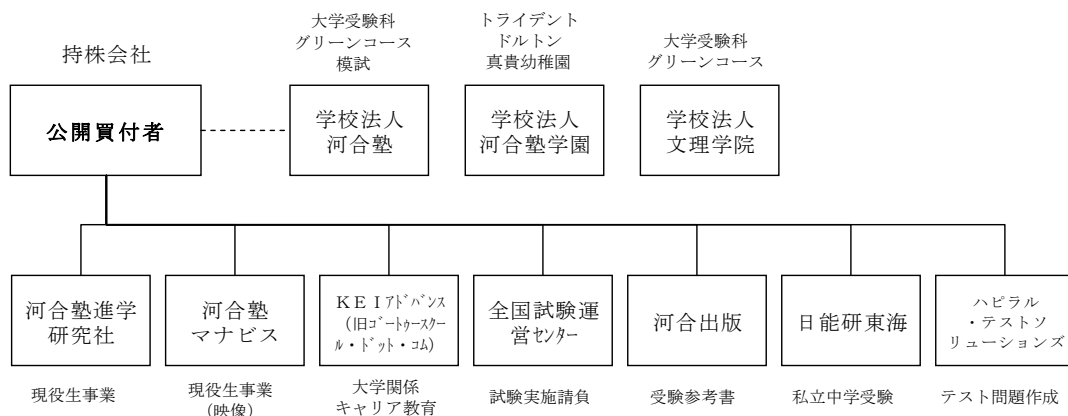
(平成23年7月14日現在)

(1) 名称	株式会社KJホールディングス	
(2) 所在地	東京都豊島区南池袋2丁目49番7号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 佐藤 佳志	
(4) 事業内容	株券等の保有・管理及び経営に対する助言サポート等を通じた持株会社事業	
(5) 資本金の額	80,000,000円	
(6) 設立年月日	平成22年2月1日	
(7) 発行済株式数	101,757株	
(8) 事業年度の末日	3月31日	
(9) 従業員数	10人	
(10) 主要取引先	公開買付者は、河合塾グループの関係各社株式を保有・管理する持株会社であり、該当事項はありません。	
(11) 主要取引銀行	みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行	
(12) 大株主及び持株比率	河合 弘登	44.16%
	株式会社学協	36.91%
(13) 上場会社と公開買付者の関係	資本関係	当社と公開買付者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。

	人的関係	当社と公開買付者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。なお、当社と公開買付者は、本日付で締結した本資本業務提携契約において、平成23年8月23日開催予定の当社の定時株主総会において、公開買付者が指名する取締役候補者2名を取締役に選任する旨の議案を付議することで合意しております。
	取引関係	当社と公開買付者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の関連当事者には該当しません。また、公開買付者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。
(14) 最近3年間の財政状態及び経営成績		
	平成22年3月期	平成23年3月期
売上高	0百万円	0百万円
営業利益	▲1百万円	▲4百万円
経常利益	▲1百万円	▲10百万円
当期純利益	▲1百万円	▲23百万円
純資産	1,122百万円	1,099百万円
総資産	1,123百万円	2,404百万円
1株当たり当期純利益	▲9.57円	▲230.63円
1株当たり配当金	0円	0円
1株当たり純資産	11,025.43円	10,802.08円

(注) 公開買付者は平成22年2月1日に設立されたため、決算期は上記2期のみとなります。

公開買付者は、小学生から大学生・一般事業者・教育関係機関等まで広く対象とした教育関連事業を展開してきた河合塾グループの関係各社株式を保有・管理する持株会社であり、公開買付者が株式を保有する関係会社は、株式会社河合塾進学研究社、株式会社河合塾マナビス、株式会社KEIアドバンス、株式会社全国試験運営センター、株式会社河合出版、株式会社日能研東海、株式会社ハピラル・テストソリューションズ等であります。



(2) 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

① 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成23年7月14日開催の取締役会において、本公開買付けについて慎重に検討を行った結果、下

記③記載の理由から、本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行うこと、及び本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、株主の皆様判断を委ねる旨を決議いたしました。

② 本公開買付けの概要

公開買付者によれば、公開買付者は、平成23年7月14日開催の取締役会において、当社との関係強化を図ることを目的として、本公開買付けを実施することを決議しました。

当社は、本日付で締結した本資本業務提携契約において、当社が所有する自己株式309,285株について、本公開買付けに応募することを合意しています。

また、公開買付者によれば、公開買付者は、当社の大株主である当社代表取締役社長伊藤守氏（以下「伊藤氏」）及び当社代表取締役専務原利典氏（以下「原氏」）の、本資本業務提携契約に基づく当社と公開買付者の関係強化への協力を前向きに検討する一方で、本公開買付け後も引き続き当社の代表取締役として経営に参与する予定であり当社の経営の継続性及び安定性の観点から当社株式について一定水準の所有割合を維持したいとの意向に基づき、伊藤氏及び原氏と協議を重ねた結果、平成23年7月14日付で、伊藤氏との間で、伊藤氏が所有する当社株式のうち最大で300,000株について本公開買付けに応募することで合意し、また、原氏との間で、原氏が所有する当社株式のうち最大で300,000株について本公開買付けに応募することで合意したとのことです。伊藤氏及び原氏の具体的な応募株式数については、公開買付者と伊藤氏及び原氏との間における協議の過程において、公開買付者が、当社の発行済株式総数の3分の1を有することで当社の経営に対し一定の影響力を確保することができるものとの認識で一致したことから、当社の消却後発行済株式総数9,000,000株の3分の1に相当する3,000,000株を基準として、下記のとおり合意したとのことです。

- (i) 本公開買付けにおける買付け等の期間の満了日前日の取引終了時刻後の本公開買付けに対する応募株式等の数（以下「基準応募株式数」）が2,400,001株（株式所有割合：26.67%）以下の場合、伊藤氏及び原氏はそれぞれ300,000株（株式所有割合：3.33%）、合計600,000株（株式所有割合：6.67%）に応募するものとする。
- (ii) 基準応募株式数が2,400,001株（株式所有割合：26.67%）超3,000,000株（株式所有割合：33.33%）以下の場合、基準応募株式数と合算して3,000,000株（株式所有割合：33.33%）を超えることとなる株式数を伊藤氏及び原氏がそれぞれ300,000株（株式所有割合：3.33%）を上限として両氏と当社が協議のうえ、応募するものとする。
- (iii) 基準応募株式数が3,000,001株（株式所有割合：33.33%）以上の場合、伊藤氏及び原氏は本公開買付けに応募しないものとする。

なお、基準応募株式数が2,400,001株以下となった場合は、伊藤氏及び原氏はそれぞれ300,000株を本公開買付けに応募し、本公開買付け後の伊藤氏及び原氏のそれぞれの所有株式数は2,100,000株（株式所有割合：23.33%）、合計4,200,000株（株式所有割合：46.67%）となる予定です。一方、基準応募株式数が3,000,001株以上となった場合は、伊藤氏及び原氏は本公開買付けに応募しないため、所有株式数に変動はなく、伊藤氏及び原氏の本公開買付け後のそれぞれの所有株式数は2,400,000株（株式所有割合：26.67%）、合計4,800,000株（株式所有割合：53.33%）となる予定です。

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限が設定されておきませんが、伊藤氏及び原氏はそれぞれ、平成23年7月14日現在保有している当社株式2,400,000株から上記300,000株を除いた少なくとも当社株式2,100,000株について本公開買付けに応募しない意向であるとのことであり、また、伊藤氏及び原氏が、それぞれ平成23年7月6日付で当社及び当社の関係会社の役員及び従業員合計150名に対して贈与した当社株式100,000株（合計200,000株）については、かかる贈与に関する契約により本公開買付けに応募することが制限されているとのことであるため、下記⑤記載のとおり、本公開買付け後も、直ちに上場廃止基準に抵触する可能性は低く、当社株式の上場は維持される予定と考えております。なお、公開買付者によれば、上記贈与は、創業者である伊藤氏及び原氏が、これまで会社に貢献してきた当社及び当社の関係会社の役員及び従業員に報いるために、また、当社及び当社の関係会社の役員及び従業員に当社の将来についてより関心を持って欲しいとの思いから、数年来実施を検討していたところ、伊藤氏及び原氏が共に今年還暦を迎えたため、節目の年として実施されたものであるとのことです。

③ 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

当社は、創業以来四半世紀、常に学生のニーズにビジネスチャンスを見出し、事業を展開してまいりました。首都圏大学生の合宿・研修やスポーツ・音楽イベント等学生の課外活動を支援する事業を展開する一方で、学生専用マンションの開発から運営管理までを請け負う不動産分野が当社の中核事業として成長し、2002年に株式会社ジャスダック証券取引所に上場いたしました。

一方、公開買付者は、1933年の創立以来、小学生から大学生・一般事業者・教育関係機関等まで広く対象とした教育関連事業を展開してきた河合塾グループの関係各社の株式を保有する持株会社であります。

当社は、学生、大学、企業・社会のニーズに応えるオンリーワン企業を目指しておりますが、当社の一層の飛躍のために、相互に企業価値を高め合うことのできる提携相手を幅広く模索していたところ、当社のフ

インシヤル・アドバイザーである株式会社みずほ銀行が、当社の事業戦略の具現化に向けた提携候補先として、当社に対して、公開買付者との協議の場を提供し、平成23年2月から、互いの事業に関する本格的な話し合いを開始いたしました。そして、学生を主要顧客とし全国に事業基盤を持つ公開買付者との強固な協力関係を築くことが戦略的に重要な価値を持つとの考えに基づき、公開買付者と、継続的に資本業務提携に関する協議・検討を進めて参りました。その結果、当社と公開買付者との資本業務提携は、当社にとっては、当社が賃貸管理する学生マンションへの入居を公開買付者が推奨すること等により、また、公開買付者にとっては、引き合いの強い海外の留学生及び日本人学生が入居する高規格国際学生寮を当社と共同開発すること等により、相互にメリットをもたらし合うものである、との結論に至りました。そして、当社は、公開買付者との連携を一般的な業務提携以上の確実かつ緊密なものとするために、公開買付者が、本公開買付けを通じて当社株式を取得することで、当社の売上及び企業価値の増大を図ることが可能になると判断し、平成23年7月14日開催の取締役会において、公開買付者との間で本資本業務提携契約を締結すること、及び本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行うことを、下記⑦(iii)記載のとおり利益相反の虞を回避する観点から取締役会に参加しなかった伊藤氏及び原氏を除く当社の取締役全員の一致により決議いたしました。

また、本公開買付けにおける当社株式の買付け等の価格（以下「買付価格」）は、公開買付者、当社、伊藤氏、及び原氏が協議を行い、決定されたものであり、下記⑦(i)及び(ii)記載の当社株式価値の算定結果に照らしても妥当なものと考えておりますが、本公開買付けに応募するか否かについては、本公開買付け後も引き続き当社株式の上場が維持される予定であることから、中立の立場を取り、株主の皆様判断を委ねることを決議いたしました。

さらに、当社は、公開買付者と協議の上、当社が平成23年7月14日時点で保有する自己株式のうち309,285株について、公開買付者との本資本業務提携契約の締結を目的として本公開買付けに応募すること、及び本自己株式処分の対象とならない自己株式の全てである458,600株について、長期的な資本政策の観点から消却を行うことを決議し、同日付で458,600株を消却いたしました。この結果、当社の発行済株式総数は、平成23年7月14日時点で9,000,000株となっております。

④ 資本業務提携の概要

当社は、前述のとおり、公開買付者との関係強化を図ることを目指し、平成23年7月14日付で本資本業務提携契約を締結しております。かかる本資本業務提携契約に基づく提携（以下「本提携」）の内容は以下のとおりであります。

- (i) 学生・大学・企業・社会のニーズに応えながら不動産ソリューション事業及び学生生活支援事業を展開してきた当社及び当社の関係会社（以下「当社グループ」）と、小学生から大学生・一般事業者・教育関係機関等まで広く対象とした教育関連事業を展開する事業グループの持株会社である公開買付者及び公開買付者の関係会社（以下「公開買付者グループ」）とが、戦略的且つ包括的に提携することにより、各当事者の事業拡大、企業価値のより一層の向上を図ると共に、日本の将来を担う大学生の充実した学生生活を支援することにより社会に貢献することを目的とする。
- (ii) 本提携の内容は以下のとおりとする。
 - ① 当社グループまたは当社グループ及び公開買付者グループが企画する良質な学生マンションを、当社グループ及び公開買付者グループが共同開発し、学生向けに賃貸する体制作りについて検討する（例えば、海外の留学生及び日本人学生が入居する高規格国際学生寮等）。
 - ② 公開買付者グループが運営する教育機関の卒業生を対象とし、当社グループ及び公開買付者グループが協力して、当社グループが賃貸管理する学生マンションへの入居を推奨する体制作りについて共同検討する。
 - ③ 当社グループが学生生活支援事業の一環として行ってきた就職支援事業のノウハウと、公開買付者グループが展開する就職支援事業及びキャリア教育等の教育コンテンツを活用した、新たなビジネスモデルの開発を共同検討する。
 - ④ 当社グループ及び公開買付者グループは、大学向け及び大学生の顧客に対する営業活動について相互に協力することを検討する。
 - ⑤ 上記①～④に限らず、当社グループ及び公開買付者グループが合意する事項に関し、共同検討を行う。
- (iii) 当社及び公開買付者は、本資本業務提携契約締結日以降、「(仮称)業務提携推進委員会」を立ち上げ、業務面の相乗効果を具体化するものとする。
- (iv) 当社は、平成23年8月23日開催予定の当社の定時株主総会（または本資本業務提携契約締結以降最初に開催される当社の株主総会）において、公開買付者が指名する取締役候補者2名を、当社の取締役として選任する議案を提出するものとする。また、かかる取締役候補者の辞任、退任または解任時には、公開買付者が当社の発行済株式総数の20%を超える株式を保持していることを条件として、当社は、公開買付者が改めて指名する取締役候補者2名を当社の取締役として選任する議案を提出するものとする。
- (v) 公開買付者は、本提携の目的を達成するため、平成23年7月15日より、本公開買付けを実施するものとする。また、当社は、本提携の目的を達成せんとする公開買付者へ協力するため、保有する自己株式309,285株を本公開買付けに応募するものとする。また、かかる応募を行わなかった自己株式458,600株については、

平成23年7月14日に消却にかかる取締役会決議及び消却を行うものとする。

⑤ 本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無

当社株式は、現在、JASDAQ に上場されておりますが、当社は本公開買付け後も当社株式について上場を維持することを希望しており、また、公開買付者は、当社株式の上場廃止を企図するものではないとのことです。もっとも、本公開買付けにおいては、買付価格での売却を希望する当社の株主に対して広く売却機会を確保する観点から、買付予定数の上限を設けていないため、本公開買付けにおける応募株券等が多数であった場合、以下のような JASDAQ の上場廃止基準に従い、当社株式が所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。

- ・株主数が事業年度の末日に150人未満となった場合において、1年以内に150人以上とならないとき
- ・浮動株式数（上場株式数から、役員（取締役、会計参与、監査役、執行役）の持株数、上場株式数の10%以上を所有する株主の持株数（明らかに固定的所有でない認められる株式を除く。）及び自己株式数を控除した株式数。）が事業年度の末日に500単位未満である場合において、1年以内に500単位以上とならないとき
- ・浮動株時価総額（浮動株式数に事業年度の末日における最終価格を乗じた数値）が事業年度の末日に2億5千万円未満となった場合において、1年以内に2億5千万円以上とならないとき
（なお、浮動株式数及び浮動株時価総額による上場廃止基準については、平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度より適用となります。）

万一、上場廃止基準に抵触した場合の対応方針につきましては、上場廃止基準に抵触する蓋然性が高まった段階で、公開買付者並びに伊藤氏及び原氏と協議を行い、慎重に検討する予定です。

なお、伊藤氏及び原氏は、それぞれ少なくとも当社株式2,100,000株について本公開買付けに応募しない意向であるとのことであり、また、伊藤氏及び原氏が、それぞれ平成23年7月6日付で当社及び当社の関係会社の役員及び従業員合計150名に対して贈与した当社株式100,000株（合計200,000株）については、かかる贈与に関する契約により本公開買付けに応募することが制限されているとのことです。したがって、本公開買付けが成立した時点においても、公開買付者、伊藤氏及び原氏を含む少なくとも153名の株主が存在することが予定されているため、直ちに上場廃止基準に抵触する可能性は低いものと考えております。

⑥ いわゆる二段階買収に関する事項

本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定しているものではありません。ただし、公開買付者によれば、公開買付者は当社との関係強化を図ることを目的として本公開買付けを実施するものであり、当社株式の上場廃止を企図するものではないため、現時点では公開買付者において追加取得について機関決定されたものはなく、現時点では追加取得の予定はないとのことです。

⑦ 公正性を担保するための措置

(i) 公開買付者による公開買付価格の検討

公開買付者によれば、公開買付者は、買付価格を決定するにあたり、公開買付者の第三者算定機関である山田&パートナーズコンサルティング株式会社に対し、買付価格の決定の参考資料として当社の株式価値算定を依頼したとのことです。

山田&パートナーズコンサルティング株式会社は、公開買付者からのかかる依頼に基づき、公開買付者が提供した当社の業績の内容等により、DCF法及び市場株価法による算定を実施し、公開買付者は山田&パートナーズコンサルティング株式会社から平成23年7月12日付で株式価値の算定結果について報告及び「株式価値算定報告書」の提出を受けているとのことです。公開買付者は山田&パートナーズコンサルティング株式会社から買付価格の公平性に関する評価（フェアネスオピニオン）は取得していないとのことです。それぞれの手法において算定された当社の普通株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりであります。

DCF法	:	431	～	570	円
市場株価法	:	293	～	324	円

公開買付者は、以上の算定結果を参考として、当社の潜在的成長力も踏まえ、買付価格について慎重に検討したとのことです。そして、伊藤氏及び原氏と合意に至り、かつ、売却を希望する当社株主の皆様が応募を検討しうる買付価格が提示できるよう検討を重ねた上で、当社、伊藤氏及び原氏と協議・交渉を行い、最終的に平成23年7月13日に買付価格を405円と決定したとのことです。

(ii) 当社による公開買付価格の検討

当社は、公開買付者から提示された買付価格に対する意思決定において、その公平性を担保するために、当社のフィナンシャル・アドバイザーである株式会社みずほ銀行を独立した第三者算定機関に選定し、当社の株式価値の算定を依頼いたしました。かかる独立性について、当社は株式会社みずほ銀行から、上記株式価値算定を実施した部門が営業部門と本件に関する情報を遮断していることを口頭にて確認しており、また、

株式会社みずほ銀行が当社及び公開買付者の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないことから、株式価値算定において恣意性が働かないものと判断したため、株式会社みずほ銀行を第三者算定機関として選定いたしました。当社は株式会社みずほ銀行から買付価格の公平性に関する評価（フェアネスオピニオン）は取得していません。

株式会社みずほ銀行は、当社からの依頼に基づき、当社が提供した当社の業績の内容等により、市場株価法、DCF法、及び参考として類似会社比較法による算定を実施し、当社は株式会社みずほ銀行から平成23年7月13日付で株式価値の算定結果について報告及び「株式価値算定書」の提出を受けております。それぞれの手法において算定された当社の普通株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりであります。

市場株価法	:	296	～	323	円
DCF法	:	546	～	844	円
類似会社比較法	:	379	～	559	円

市場株価法では、2011年7月13日を基準日として、JASDAQにおける当社の基準日から遡る過去1ヶ月間（2011年6月14日～2011年7月13日）の終値の単純平均値296円（円未満四捨五入、以下同様）、同過去3ヶ月間（2011年4月14日～2011年7月13日）の終値の単純平均値318円、ならびに同過去6ヶ月間（2011年1月14日～2011年7月13日）の終値の単純平均値323円を基に、普通株式1株あたりの価値の範囲を296円から323円までと分析しております。

DCF法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成24年5月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を計算し、普通株式1株あたりの価値の範囲を546円から844円までと分析しております。なお、DCF法に基づく企業価値や株式価値の分析の基礎となる当社に係る収益予想において、実質的に大幅な増減等は見込まれておりません。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手がける上場企業の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を評価し、普通株式1株あたりの価値の範囲を379円から559円までと分析しております。

当社は、以上の算定結果を参考として、本公開買付けにおける買付価格について検討した結果、東日本大震災以降の日本経済の先行きについての不確実性の高まりを鑑み、買付価格がDCF法における普通株式1株あたりの価値の範囲の下限を下回るものの類似会社比較法における普通株式1株あたりの価値の範囲内であること、及び買付価格が市場株価法における普通株式1株あたりの価値の範囲の上限を上回っていること等から、買付価格は妥当であると判断いたしました。

(iii) 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社は、平成23年7月14日開催の取締役会において、本資本業務提携契約及び本公開買付けについて慎重に検討した結果、取締役7名のうち伊藤氏及び原氏を除く上記取締役会に出席した取締役5名の全員一致で、本資本業務提携契約を締結すること、並びに本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行うこと、及び本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、株主の皆様判断を委ねる旨を決議いたしました。なお、当社取締役のうち、伊藤氏及び原氏については、それぞれ公開買付者との間で、当社が本公開買付けについて賛同の意見表明を行い、かつ当該意見表明が撤回されていないこと等を条件として、本公開買付けに最大で当社株式300,000株を応募する旨の合意を行っているとのことであり、上記各議案について当社と利益が相反する虞があることから、上記取締役会に出席しておらず、議案の審議及び決議に参加していません。

また、上記取締役会には当社の監査役3名（いずれも社外監査役）全員が出席しており、いずれも、上記取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。

(iv) 法律事務所からの助言

当社取締役会は、意思決定過程における公正性、適法性を確保するため、西村あさひ法律事務所から法的助言を受けております。

(3) 公開買付者と自社株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、本資本業務提携契約において、当社が所有する自己株式のうち309,285株について、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者によれば、公開買付者は、伊藤氏及び原氏のそれぞれとの間で、平成23年7月14日付で公開買付応募契約を締結し、当社が本公開買付けについて賛同の意見表明を行い、かつ当該意見表明が撤回されていないこと等を条件として、伊藤氏及び原氏のそれぞれが本公開買付けに最大で当社株式300,000株を応募する旨の合意を行っているとのことです。なお、かかる合意の概要は、「1. 当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明（2）本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由②本公開買付けの概要」に記載のとおりであります。

- (4) 公開買付者またはその特別関係者による利益供与の内容
該当事項はありません。
- (5) 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項はありません。
- (6) 公開買付者に対する質問
該当事項はありません。
- (7) 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。
- (8) 今後の見通し
本公開買付け及び本提携が当社の業績に与える影響につきましては、今後確定次第お知らせいたします。

2. 第三者割当による自己株式処分（保有自己株式の本公開買付けへの応募）

(1) 処分の概要

(1) 処分期日	平成23年9月20日
(2) 処分株式数	309,285株
(3) 処分価額	1株につき405円（注）
(4) 資金調達の額	125,260,425円
(5) 募集または処分方法	第三者割当（本公開買付けへ応募いたします。）
(6) 処分先	株式会社K J ホールディングス
(7) その他	本自己株式処分は、本公開買付けへ応募するために行われるものであります。したがって、本公開買付けが撤回された場合には、本自己株式処分は行われません。 上記各号については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

（注）本公開買付けへ応募するため、買付価格と同じ価額となります。

(2) 処分の目的及び理由

「1. 当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明（2）本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由③本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載のとおりであります。

(3) 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

① 調達する資金の額（差引手取概算額）

処分の総額	125,260,425円
発行諸費用の概算額	500,000円
差引手取概算額	124,760,425円

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2 発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。
3 発行諸費用の概算額の内訳は、主に有価証券届出書の EDINET 提出様式への加工費用、記載内容のチェック費用等、証券印刷会社への作成手数料であります。

② 調達する資金の具体的な使途

本自己株式処分は、公開買付者との本資本業務提携契約の締結を目的として、当社が平成23年7月14日時点で保有する自己株式のうち309,285株について、本公開買付けに応募することとしたものであります。今回調達することとなる上記の差引手取概算額につきましては、平成24年5月期に、当社の不動産ソリューション事業における販売用不動産（学生マンション）の取得資金の一部に全額充当する予定であります。

なお、上記資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社銀行口座で管理いたします。

(4) 資金使途の合理性に関する考え方

本自己株式処分により調達した資金使途につきましては、上記のとおり、当社の不動産ソリューション事業における販売用不動産（学生マンション）の取得資金の一部に全額充当することを予定しておりますが、当社の経営に資するもの、かつ将来的な収益に貢献するものであり、合理性があるものと判断しております。

(5) 処分条件等の合理性

① 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

払込金額につきましては、処分する自己株式309,285株の全てを本公開買付けに応募するため、買付価格と同じ価額といたしました。

当社は、「1. 当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明（2）本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由⑦公正性を担保するための措置(ii)当社による公開買付価格の検討」に記載のとおり、買付価格に対して、その公平性を担保するために、当社のフィナンシャル・アドバイザーである株式会社みずほ銀行を第三者算定機関に選定して、当社の株式価値の算定を依頼し、平成23年7月13日付で株式価値の算定結果について報告及び「株式価値算定書」を取得しております。株式会社みずほ銀行は、市場株価法、DCF法、及び類似会社比較法による算定を実施し、それぞれの手法において算定された当社の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ296円～323円、546円～844円、379円～559円となりました。以上の算定結果を参考として、本公開買付けにおける買付価格について検討した結果、東日本大震災以降の日本経済の先行きについての不確実性の高まりを鑑み、買付価格がDCF法における普通株式1株あたりの価値の範囲の下限を下回るものの類似会社比較法における普通株式1株あたりの価値の範囲内であること、及び買付価格が市場株価法における普通株式1株あたりの価値の範囲の上限を上回っていること等から、買付価格は妥当であると判断いたしました。

また、買付価格である1株当たり405円は、本自己株式処分に係る取締役会決議日であり、かつ、公開買付者が買付価格を公表した日である平成23年7月14日の前営業日である平成23年7月13日のJASDAQにおける当社株式終値306円に対して32.35%（小数点以下第三位を四捨五入、以下同様）、平成23年7月13日から遡る過去1ヶ月間の終値の単純平均値296円（円未満四捨五入、以下同様）に対して36.82%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値318円に対して27.36%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値323円に対して25.39%のプレミアムを加えた価格であります。

つきましては、当社は、いずれの期間においてもプレミアムが加わっていることから、本自己株式処分は、会社法に定める特に有利な金額による処分には該当しないものと判断いたしました。また、平成23年7月14日開催の取締役会に当社の監査役3名（いずれも社外監査役）全員が出席しており、いずれも、本自己株式処分が会社法に定める特に有利な金額による処分に該当しないものと判断することについて、いずれの期間においてもプレミアムが加わっていることから、異議がない旨の意見を述べております。

② 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分の処分数量309,285株が、本自己株式処分を行わなかった自己株式458,600株を消却した平成23年7月14日現在における当社発行済株式総数（9,000,000株）に占める割合は3.44%（小数点以下第三位を四捨五入）であり、平成23年5月31日時点の総議決権数86,907個に対する割合は3.56%（小数点以下第三位を四捨五入）であるため、一時的には株式は希薄化いたしますが、本自己株式処分は公開買付者との関係強化を図ることを目的としており、当社の企業価値向上に資するものと考えております。したがって、本自己株式処分に係る処分数量及び株式の希薄化規模は合理的であると判断しております。

(6) 処分先の選定理由等

① 処分先の概要

「1. 当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明（1）公開買付者の概要」に記載のとおりであります。なお、公開買付者は非上場会社であり、小学生から大学生・一般事業者・教育関係機関等まで広く対象とした教育関連事業を展開してきた河合塾グループの関係各社株式を保有・管理する持株会社であります。公開買付者からは、公開買付者、公開買付者の役員、公開買付者の主要株主、公開買付者の関係会社、及び関係会社の役員（以下「公開買付者ら」）が反社会的勢力と一切関係がないことの誓約書の提出及びその旨の説明を受けております。

また、当社は、公開買付者らが反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者機関である株式会社エス・ピー・ネットワークに調査を依頼いたしました。同社が保有する公知情報データベースとの照合を行った結果報告書に基づき、当社内でも現時点で収集可能な公知の情報等を参考に精査した結果、公開買付者らが現時点で反社会的勢力と関係を有していないと判断いたしました。

以上の確認及び調査を踏まえ、当社は大阪証券取引所に「割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書（第三者割当）」を提出しております。

② 処分先を選定した理由

「1. 当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明（2）本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由③本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載のとおりであります。

③ 処分先の保有方針

公開買付者は、平成23年7月14日に、平成23年7月15日から開始する本公開買付けの実施を公表しており、当社取締役会も、本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行うとともに、同日付で本資本業務提携契約を締結し、両社の事業拡大、企業価値のより一層の向上を図ることとしております。これらの趣旨から、公開買付者が継続的に当社株式を保有する意向であることを口頭で確認いたしております。

また、当社は処分先である公開買付者から、次の事項に同意する旨の確約書を提出することについて内諾を得ております。

- (i) 割当を受けた日（平成23年9月20日）から2年間において当該割当株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに当該譲渡に関する内容を当社に書面により報告すること。
- (ii) 当該報告を受けた当社は、直ちにその内容を大阪証券取引所に書面により報告すること。
- (iii) 大阪証券取引所が当該報告内容を公衆の縦覧に供すること。

④ 処分先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

公開買付者によれば、本自己株式処分に要する資金は、河合塾グループの一社であり、公開買付者の大株主である株式会社学協（以下「学協」）から借り入れるとのことであり、当社は、学協よりその意思とその資金が自己資金であることを口頭で確認し、学協の決算書及び取引銀行の預金通帳の写しの提出を受け、そこに記載されている預金の額を確認しております。また、公開買付者が、平成23年7月13日現在本自己株式処分に必要かつ十分な預金を有していることを、金融機関が発行する預金の残高証明により確認しております。

(7) 処分後の大株主及び持株比率

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	処分後の 所有株式数 (株)	処分後の総議 決権数に對す る所有議決権 数の割合
伊藤 守	神奈川県横浜市戸塚区	2,400,000	27.62%	2,400,000	26.67%
原 利典	東京都中央区	2,400,000	27.62%	2,400,000	26.67%
株式会社K Jホールディングス	東京都豊島区南池袋2-49-7	-	-%	309,285	3.44%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1-8-11	162,500	1.87%	162,500	1.81%
和田 成史	東京都千代田区	128,100	1.47%	128,100	1.42%
本多 勲	兵庫県尼崎市	125,600	1.45%	125,600	1.40%
毎日コムネット社員持株会	東京都千代田区丸の内1-6-5	120,500	1.39%	120,500	1.34%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	120,000	1.38%	120,000	1.33%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	120,000	1.38%	120,000	1.33%
遠藤 司	神奈川県横浜市鶴見区	106,000	1.22%	106,000	1.18%
蘭 松鯉	大阪府泉南郡岬町	104,600	1.20%	104,600	1.16%
計	—	5,787,300	66.59%	6,096,585	67.74%

(注) 1 上記大株主構成は、平成23年5月31日現在の株主名簿を基準として記載しており、本自己株式処分を除いて、本公開買付けによる売買の結果は反映いたしておりません。また、平成23年7月12日付で、伊藤氏及び原氏から、それぞれ大量保有報告書の変更報告書の送付を受けており、同報告書に基づく所有株式数を記載しております。なお、同報告書は、伊藤氏及び原氏のいずれについても、平成23年7月6日付で、10万株を贈与したため、所有株式数が減少した、という内容であります。

2 上記の他、当社は平成23年5月31日現在767,885株を自己株式として所有しておりますが、本自己株式処分

の対象となる自己株式を除いた保有自己株式の全てである458,600株は、平成23年7月14日付で全て消却しております。そのため、当該消却後の発行済株式総数は9,000,000株となっております。

- 3 処分後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年5月31日現在の議決権数(86,907個)に、本自己株式処分に係る議決権数3,092個を加えて算出した総議決権数に基づき算出したものであります。

(8) 今後の見通し

「1. 当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明(8) 今後の見通し」に記載のとおりであります。

(9) 企業行動規範上の手続き

本自己株式処分は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、大阪証券取引所の企業行動規範に関する規則第2条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

(10) 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

① 最近3年間の業績及び当期業績予想(連結)

	平成21年11月期 (実績)	平成22年11月期 (実績)	平成23年5月期 (実績)	平成24年5月期 (予想)
売上高	8,882百万円	11,692百万円	5,249百万円	9,720百万円
営業利益	486百万円	756百万円	554百万円	570百万円
経常利益	335百万円	604百万円	491百万円	480百万円
当期純利益	27百万円	343百万円	287百万円	290百万円
1株当たり当期純利益	3.01円	38.58円	33.12円	33.37円
1株当たり配当金	11円	14円	11円	11円
1株当たり純資産	414.43円	446.27円	465.15円	

(注) 平成23年5月期は、決算期変更を行っているため、6ヶ月決算となっております。

② 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成23年7月14日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	9,000,000株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—株	—%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—株	—%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—株	—%

(注) 当社は平成23年5月31日現在767,885株を自己株式として所有しておりますが、本自己株式処分の対象となる自己株式を除いた保有自己株式の全てである458,600株は、平成23年7月14日付で全て消却しております。そのため、当該消却後の発行済株式総数は9,000,000株となっております。

③ 最近の3決算期末における株価

	平成21年11月期	平成22年11月期	平成23年5月期
始値	423円	250円	323円
高値	424円	400円	360円
安値	260円	250円	231円

終値	270円	323円	314円
----	------	------	------

(注) 平成23年5月期は、決算期変更を行っているため、6ヶ月決算となっております。

④ 直近3ヶ月の株価の推移

	平成23年4月	平成23年5月	平成23年6月
始値	318円	335円	310円
高値	336円	353円	312円
安値	310円	303円	280円
終値	335円	314円	300円

⑤ 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

(11) 処分要項

- ① 処分株式数： 309,285株
- ② 処分株式の払込金額： 1株につき405円
- ③ 処分価額の総額： 125,260,425円
- ④ 処分方法： 第三者割当（本公開買付けに応募する）
- ⑤ 申込期日： 平成23年9月16日
- ⑥ 処分期日（払込期日）： 平成23年9月20日
- ⑦ 処分先（割当予定先）： 株式会社K Jホールディングス
- ⑧ 上記各号については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 資本業務提携

(1) 本提携の理由

「1. 当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明（2）本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由③本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載のとおりであります。

(2) 本提携の内容

「1. 当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明（2）本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由④資本業務提携の概要」に記載のとおりであります。

(3) 本提携の相手方の概要

「1. 当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明（1）公開買付者の概要」に記載のとおりであります。

(4) 日程

平成23年7月14日（木曜日）	本資本業務提携契約締結、本公開買付けへの賛同意見表明、第三者割当による自己株式の処分及び自己株式の消却に関する取締役会決議 本資本業務提携契約の締結
平成23年7月15日（金曜日）	公開買付開始公告、公開買付期間開始
平成23年8月23日（火曜日）	当社定時株主総会
平成23年9月12日（月曜日）	公開買付期間の末日
平成23年9月20日（火曜日）	本公開買付けの決済開始日

(5) 今後の見通し

「1. 当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明（8）今後の見通し」に記載のとおりであります。また、当期連結業績予想及び前期連結実績については、「2. 第三者割当による自己株式処分（保有自己株式の本公開買付けへの応募）（10）最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況①最近3年間の業績及び当期業績予想（連結）」に記載のとおりであります。

*参考資料として公開買付者のプレスリリース（「株式会社毎日コムネットとの資本業務提携及び同社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」）を添付いたします。

以 上

(参考資料)

平成 23 年 7 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社K J ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役会長 村上 義則
代表取締役社長 佐藤 佳志
問 合 せ 先 経営企画部長 勝見 大八
(電 話 : 0 3 - 5 2 7 6 - 2 8 0 2)

株式会社毎日コムネットとの資本業務提携及び同社株式に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社K J ホールディングス（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 23 年 7 月 14 日開催の取締役会において、下記のとおり株式会社毎日コムネット（コード番号:8908 JASDAQ、以下「対象者」といいます。）との間で資本業務提携契約を締結するとともに、同提携契約に基づき、同社普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、総合教育事業を展開する河合塾グループの関係会社株式を保有・管理する持株会社であります。

当社が株式を保有する関係会社は、株式会社河合塾進学研究社、株式会社K E I アドバンス、株式会社全国試験運営センター、株式会社河合塾マナビス、株式会社日能研東海、株式会社ハピラル・テストソリューションズ、株式会社河合出版などで構成されており、小学生から大学生・一般事業者・教育関係機関等まで広く対象とした教育関連事業を展開する事業グループであります。

今般、当社は平成 23 年 7 月 14 日開催の当社取締役会において、株式会社大阪証券取引所の開設する市場である JASDAQ スタダード（以下「JASDAQ」といいます。）に上場している対象者との関係強化を図ることを目的とした本公開買付けを実施することを決議いたしました。本公開買付けにおいては、応募を希望する対象者株主の皆様に対し、広く売却機会を確保する観点から、買付予定の株券等の数（以下「買付予定数」といいます。）に上限及び下限は設定しておらず、応募株券等の全部の買付けを行います。本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではありません（本公開買付けにより上場廃止となる可能性の有無については、後記「(7) 本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無について」をご参照ください。).

本公開買付けに際し、当社は対象者との間で、平成 23 年 7 月 14 日付で資本業務提携契

(参考資料)

約（以下「本資本業務提携契約」といいます。概要については後記「(3) 本資本業務提携契約の概要」をご参照ください。）を締結しております。当社と対象者は、本資本業務提携契約において、関係強化を図り、対象者との関係をより緊密なものとするために本資本業務提携契約締結日の前日時点で保有する対象者自己株式 767,885 株のうち、309,285 株（以下「応募自己株式」といいます。）について本公開買付けに応募することを合意しており、かかる応募を行わなかった自己株式 458,600 株（以下「消却自己株式」といいます。）については平成 23 年 7 月 14 日に消却済であることを対象者が平成 23 年 7 月 14 日付で関東財務局長に提出した有価証券届出書（以下「対象者有価証券届出書」といいます。）にて確認しております。

対象者公表の平成 23 年 7 月 14 日付「株式会社 K J ホールディングスによる当社株券に対する公開買付けに関する賛同意見表明、第三者割当による自己株式の処分（保有自己株式の応募）、自己株式の消却及び資本業務提携のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、当社との関係強化を図ることを目的として応募自己株式（309,285 株）を本公開買付けに応募することにより、不動産ソリューション事業における販売用不動産（学生マンション）の取得資金の一部に充当することが可能となるため、平成 23 年 7 月 14 日開催の対象者取締役会において、第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議したとのことです。なお、対象者は同日付で当該自己株式の処分に係る有価証券届出書を関東財務局長に提出しております。また、自己株式の処分の対象とならない消却自己株式（458,600 株）については、長期的な資本政策の観点から消却の決議を行うとともに同日付で消却を行ったとのことです。なお、対象者が平成 23 年 4 月 13 日に提出した第 33 期第 1 四半期報告書に記載された同日現在の発行済株式総数 9,458,600 株から自己株式を消却した結果、対象者有価証券届出書に記載された発行済株式総数は 9,000,000 株（以下「消却後発行済株式総数」といいます。）となっております。

また、当社は、対象者の代表取締役社長である伊藤守氏（以下「伊藤氏」といいます。）、及び対象者の代表取締役専務である原利典氏（以下「原氏」といいます。）との間で平成 23 年 7 月 14 日付でそれぞれ同内容の公開買付応募契約を締結しております（以下、当社と伊藤氏との間の公開買付応募契約及び当社と原氏との間の公開買付応募契約を個別に「本応募契約」といいます。概要については、後記「(8) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）。伊藤氏及び原氏は、対象者株式をそれぞれ 2,400,000 株（消却後発行済株式総数 9,000,000 株に対する割合（以下「株式所有割合」といいます。）：26.67%）ずつ所有しておりますが（※）、平成 23 年 7 月 14 日付で当社及び対象者との間で締結した本資本業務提携契約に基づく当社と対象者の関係強化への協力を前向きに検討する一方で、本公開買付け後も引き続き、対象者の代表取締役として経営に関与する予定であり、対象者の経営の継続性及び安定性の観点から対象者株式について一定水準の所有割合を維持したいとの意向を有していたことから、当社と伊藤氏及び原氏との間で協議を重ねた結果、伊藤氏及び原氏が最大で各々 300,000 株（株式所有割合：3.33%）、両氏合計 600,000 株（株式所有割合：6.67%）を本公開買付けに応募することで合意いたしました。なお、伊藤氏及び原氏が本応募契約に基

(参考資料)

づき応募する可能性がある合計 600,000 株（株式所有割合：6.67%）と、対象者が応募を予定している自己株式 309,285 株（株式所有割合：3.44%）を合わせると 909,285 株（株式所有割合：10.10%）となり、当社は、法第 163 条第 1 項に規定される対象者の主要株主となる見込みであります。

伊藤氏及び原氏の具体的な応募株式数については、当社と伊藤氏及び原氏との間における協議の過程において、公開買付者が、対象者の発行済株式総数の 3 分の 1 を有することで対象者の経営に対し一定の影響力を確保することができるものとの認識で一致したことから、対象者の消却後発行済株式総数 9,000,000 株の 3 分の 1 に相当する 3,000,000 株（株式所有割合 33.33%）を基準として下記の通り合意しております。

- i) 本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）の満了日前日の取引終了時刻後の本公開買付けに対する応募株券等の数（以下「基準応募株式数」といいます。）が 2,400,001 株（株式所有割合：26.67%）以下の場合、伊藤氏及び原氏はそれぞれ 300,000 株（株式所有割合：3.33%）、合計 600,000 株（株式所有割合：6.67%）を応募するものとします。
- ii) 基準応募株式数が 2,400,001 株（株式所有割合：26.67%）超 3,000,000 株（株式所有割合：33.33%）以下の場合、基準応募株式数と合算して 3,000,000 株（株式所有割合：33.33%）を超えることとなる株式数を伊藤氏及び原氏がそれぞれ 300,000 株（株式所有割合：3.33%）を上限として両氏と当社が協議のうえ、応募するものとします。
- iii) 基準応募株式数が 3,000,001 株（株式所有割合：33.33%）以上の場合、伊藤氏及び原氏は本公開買付けに応募しないものとします。

なお、基準応募株式数が 2,400,001 株以下となった場合は、伊藤氏及び原氏はそれぞれ 300,000 株を本公開買付けに応募し、本公開買付け後の伊藤氏及び原氏のそれぞれの所有株式数は 2,100,000 株（株式所有割合：23.33%）、合計 4,200,000 株（株式所有割合：46.67%）となる予定です。一方、基準応募株式数が 3,000,001 株以上となった場合は、伊藤氏及び原氏は本公開買付けに応募しないため、所有株式数に変動はなく、伊藤氏及び原氏の本公開買付け後のそれぞれの所有株式数は 2,400,000 株（株式所有割合：26.67%）、合計 4,800,000 株（株式所有割合：53.33%）となる予定です。

(※) 平成 23 年 7 月 12 日付で伊藤氏及び原氏が提出した大量保有報告書の変更報告書によれば、各々が所有する対象者株式のうち、それぞれ 100,000 株を平成 23 年 7 月 6 日付で対象者及び対象者の関係会社の役員及び従業員に無償譲渡したとのことです。また、当該無償譲渡後の各々の所有株式数は、それぞれ 2,400,000 株（合計 4,800,000 株）となっております。なお、伊藤氏及び原氏によれば、これまで会社に貢献してきた対象者及び対象者の関係会社の役員及び従業員に報いるために、また対象者及び対象者の関係会社の役員及び従業員が対象者の将来について、より関心を持って欲しいとの思いから無償譲渡を行うことを数年来検討していたところ、創業者である伊藤氏及び原氏が共に今年還暦を迎えたため、節目の年として実施されたものであるとのことです。

(参考資料)

なお、本公開買付けの買付予定数については、消却後発行済株式総数（9,000,000株）から、(i)伊藤氏及び原氏の両氏が継続して所有する予定である合計株式数4,200,000株（伊藤氏及び原氏の両氏が所有する合計株式数4,800,000株から、各々が本公開買付けへの応募を予定する最大株式数各300,000株（株式所有割合：3.33%）、両氏合計600,000株（株式所有割合：6.67%）を除いた合計株式数）、(ii)公開買付け期間の満了日の前日の取引終了時点における本公開買付けに対する応募株式数が消却後発行済株式総数の3分の1を超えた場合に、伊藤氏及び原氏が応募しない600,000株（株式所有割合：6.67%）、及び(iii)平成23年7月6日付で伊藤氏及び原氏から対象者及び対象者の関係会社の役員及び従業員150名に無償譲渡された200,000株（なお、当社は譲渡人である伊藤氏及び原氏より、無償譲渡された株式については、譲渡人と譲受人の間で平成23年7月6日より2年間は第三者に譲渡しない旨の書面による合意がなされている旨の確認書を受領しています。）を控除した株式数である4,000,000株（株式所有割合：44.44%）としております。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者が賃貸管理する学生マンションへ当社のグループ企業の卒業生に対して入居を推奨することができ、海外の留学生や日本人学生が入居する高規格な学生マンションの共同企画が可能となるなど、相互にとってメリットを享受できると判断し、平成23年7月14日開催の対象者取締役会において、取締役7名のうち伊藤氏及び原氏については、それぞれ当社との間で、対象者が本公開買付けについて賛同の意見表明を行い、かつ当該意見表明が撤回されていないことを条件として、本公開買付けに最大で各々300,000株（株式所有割合：3.33%）、両氏合計600,000株（株式所有割合：6.67%）を応募する旨の合意を行っており、上記議案が決議されることについて利益相反のおそれを回避するために、伊藤氏及び原氏を除く取締役5名の全員一致で本資本業務提携契約を締結すること、並びに本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行うことを決議したとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社みずほ銀行から取得した対象者の株式価値の算定結果を参考として、本公開買付けにおける普通株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）について検討した結果、東日本大震災以降の日本経済の先行きについての不確実性の高まりを鑑み、本公開買付価格がディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）における普通株式1株当たりの価値の範囲の下限を下回るものの、類似会社比較法における普通株式1株当たりの価値の範囲内であること、及び本公開買付価格が市場株価法における普通株式1株当たりの価値の範囲の上限を上回っていること等から、本公開買付価格は妥当であると判断し、平成23年7月14日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明することを決議したとのことです。

なお、本公開買付けは、当社と対象者との関係強化を図ることを目的としており、対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、対象者においても本公開買付け後も上場維持を希望していることから、本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取り、

(参考資料)

株主の皆様の判断に委ねる旨を決議したとのことです。なお、対象者取締役会には、対象者の監査役3名（いずれも社外監査役）全員が出席しており、いずれも対象者取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べたとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った目的、及び背景

当社は、当社のグループ企業において、教育関連事業を展開しております。顧客は、小学生から大学生・一般事業者・教育関係機関等までと、幅広く対象としておりますが、高校生・浪人生が大学に入学した後のサポート支援を強化できるよう、従来より事業戦略を描いておりました。具体的には大学生の学生生活の支援強化、就職活動の支援強化など、「教育」というキーワードのもとで、更なる事業展開を模索しておりましたところ、当社の取引銀行の株式会社みずほ銀行からの紹介により平成22年9月に対象者と初回の面談を行いました。

一方、対象者は創業以来、学生支援企業というコンセプトのもとで、学生専用マンションの開発を担う「開発部門」と運営管理までを請け負う「学生マンション部門」で構成される「不動産ソリューション事業」、及びスポーツ大会や合宿・研修旅行の企画手配を行う「課外活動支援部門」と就職支援サービスを目指す「人材ソリューション部門」で構成する学生生活のあらゆるシーンで欠かす事のできないサービスをワンストップで提供する「学生生活支援事業」を柱とし、大学生の生活に密着したきめの細かいサービスを展開することを強みとしております。

当社にとって、対象者の強みは当社グループ企業が展開している教育関連事業と補完関係にあり、双方が協同することによって、より質の高い教育関連事業を展開することができるとの判断に至りました。

平成23年2月に資本業務提携の可能性について本格的に検討を始めました。それ以降、両社で事業の方向性、協業関係構築の可能性やシナジーなどについて継続的に協議・検討を進めてまいりました。

その結果、対象者にとっても、当社グループが運営する教育機関の卒業生に対して対象者が管理運営している学生マンションの入居を案内できるようになり、大学生に対して就職支援サービスを協同で行うことが可能となるなど、当社と資本業務提携をすることにより、更なる事業の展開が可能となり、対象者の企業価値向上につながるとの判断に至りました。

具体的な資本業務提携の内容は、後記「(3) 本資本業務提携契約の概要」に記載の通りですが、当社グループの運営する教育機関の卒業生に対して、対象者が運営する良質な学生マンションを紹介でき、また、海外からの留学生に対して、双方のノウハウを最大限に生かすことにより国際学生寮の企画運営も可能となるなど、充実した学生生活を過ごすための環境づくりが可能になると考えております。

すなわち、対象者の有する、大学生向け学生マンション部門及び大学生の学生生活支援事業のノウハウと、当社グループが有する教育関連事業分野における総合的なノウハウとを融合させることによって、日本の大学生が、今日のグローバル社会において活躍できる

(参考資料)

人材に成長していく過程を総合的にサポートする「大学・大学生事業」を創り出し、自らが同分野の確固たるリーディングカンパニーとして、更に成長していくことが必要であり、かつ有効であると判断致しました。以上に基づき当社は、本公開買付けを行うことを決定いたしました。

(3) 本資本業務提携契約の概要

当社は、前述の通り、対象者との関係強化を図ることを目指し、平成 23 年 7 月 14 日付で本資本業務提携契約を締結しております。かかる本資本業務提携契約の内容は以下の通りであります。

- ① 学生・大学・企業・社会のニーズに応えながら不動産ソリューション事業及び学生生活支援事業を展開してきた対象者及び対象者の関係会社（以下「対象者グループ」）と、小学生から大学生・一般事業者・教育関係機関等まで広く対象とした教育関連事業を展開する事業グループの持株会社である当社及び当社の関係会社（以下「当社グループ」）とが、戦略的かつ包括的に提携することにより、各当事者の事業拡大、企業価値のより一層の向上を図ると共に、日本の将来を担う大学生の充実した学生生活を支援することにより社会に貢献することを目的とする。
- ② 本資本業務提携の内容は以下の通りとする。
 - i 高規格な学生マンションの共同開発の検討
対象者グループ又は対象者グループ及び当社グループが企画する良質な学生マンションを、対象者グループ及び当社グループが共同開発し、学生向けに賃貸する体制作りについて検討する（例えば、海外の留学生及び日本人学生が入居する高規格国際学生寮等）。
 - ii 対象者グループが賃貸管理する学生マンションへの入居推奨の共同検討
当社グループが運営する教育機関の卒業生を対象とし、対象者グループ及び当社グループが協力して、対象者グループが賃貸管理する学生マンションへの入居を推奨する体制作りについて共同検討する。
 - iii 就職支援事業における協業の共同検討
対象者グループが学生生活支援事業の一環として行ってきた就職支援事業のノウハウと、当社グループが展開する就職支援事業及びキャリア教育等の教育コンテンツを活用した、新たなビジネスモデルの開発を共同検討する。
 - iv 営業活動の協力体制の構築
対象者グループ及び当社グループは、大学向け及び大学生の顧客に対する営業活動について相互に協力することを検討する。
 - v その他
上記 i ～ iv に限らず、対象者グループ及び当社グループが合意する事項に関し、共同検討を行う。
- ③ 当社及び対象者は、本資本業務提携契約締結日以降、「(仮称) 業務提携推進委員会」を立ち上げ、業務面の相乗効果を具体化するものとする。

(参考資料)

- ④ 対象者は、平成 23 年 8 月 23 日開催予定の定時株主総会において、当社が指名する取締役候補者 2 名を、対象者の取締役として選任する議案を提出するものとする。また、かかる取締役候補者の辞任、退任又は解任時には、当社が対象者の発行済株式総数の 20% を超える株式を保持していることを条件として、対象者は、当社が改めて指名する取締役候補者 2 名を対象者の取締役として選任する議案を提出するものとする。
- ⑤ 当社は、資本業務提携の目的を達成するため、平成 23 年 7 月 15 日より、本公開買付けを実施するものとする。また、対象者は、資本業務提携の目的を達成せんとする当社へ協力するため、保有する自己株式 309,285 株を、本公開買付けに応募するものとする。また、かかる応募を行わなかった自己株式 458,600 株については、平成 23 年 7 月 14 日に消却に係る取締役会決議及び消却を行うものとする。

(4) 本公開買付け実施後の経営方針

本公開買付け実施後の経営については、本公開買付け終了後、当社は速やかに対象者と緊密かつ友好的な協力関係を構築し、事業を展開してまいります。なお、平成 23 年 7 月 14 日付の本資本業務提携契約では、前記「(3) 本資本業務提携契約の概要」に記載の通り、両社の事業基盤及び顧客基盤を活用することにより、さらに質の高いサービスの提供を可能とする体制の構築を目的としております。そのためには営業面だけではなく、人的交流の観点から平成 23 年 8 月 23 日開催予定の対象者の第 33 期定時株主総会において当社から 2 名の取締役を派遣する予定であります。

(5) 本公開買付け後、対象者の株券等を追加取得する予定の有無

当社は対象者との関係強化を図ることを目的として本公開買付けを実施するものであり、対象者株式の上場廃止を企図するものではありません。従って、当社において追加取得について機関決定されたものはなく、現時点では追加取得の予定はありません。

(6) 買付価格の公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性排除の観点から、以下のように本公開買付けの公正性を担保するための措置を実施しました（なお、以下の記述中の対象者において実施した措置等については、対象者から受けた説明及び対象者プレスリリースに基づくものです。）。

独立した第三者算定機関からの株式価値算定に関する報告書の取得

当社は本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である山田&パートナーズコンサルティング株式会社より平成 23 年 7 月 12 日に提出された株式価値算定に関する報告書を参考にいたしました。なお、当社は山田&パートナーズコンサルティング株式会社から本公開買付価格の公平性に関する評価（フェアネスオピニオン）は取得しておりません。第三者算定機関である山田&パートナーズコンサルティング株式会社は、本公開買付けにおける算定手法を

(参考資料)

検討した結果、DCF 法及び市場株価法を用いて、対象者の株式価値算定を行いました。当該株式価値算定に関する報告書における各手法による対象者の株式価値算定の結果は以下の通りです。

- 1) DCF 法では、対象者が将来の一定期間に獲得するであろう資金（キャッシュフロー）を適切な割引率によって現在価値に還元して株式価値を算定し、1株当たりの株式価値を431円から570円（小数点以下第一位を四捨五入）と算定しております。
- 2) 市場株価法では、平成23年7月11日を基準日とし、JASDAQにおける市場株価及び出来高を観測し、対象者の普通株式の直近6ヵ月出来高加重平均324円（小数点以下第一位を四捨五入）、直近3ヵ月出来高加重平均324円（小数点以下第一位を四捨五入）、直近1ヵ月出来高加重平均293円（小数点以下第一位を四捨五入）及び基準日終値306円をもとに1株当たりの株式価値を293円から324円と算定しております。

当社は、株式価値算定に関する報告書の算定結果を参考に対象者の潜在的成長力も踏まえつつ、伊藤氏及び原氏と合意することができる買付価格が提示できるよう、検討いたしました。そのうえで、伊藤氏及び原氏と協議・交渉を行い、最終的に平成23年7月13日に405円を本公開買付価格とすることを決定いたしました。

一方、対象者は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定において、その公平性を担保するために、対象者のフィナンシャル・アドバイザーである株式会社みずほ銀行を独立した第三者算定機関に選定し、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、かかる独立性について、対象者は株式会社みずほ銀行から、上記株式価値算定を実施した部門が営業部門と本件に関する情報を遮断していることを口頭にて確認しており、また、株式会社みずほ銀行が当社及び対象者の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないことから、株式価値算定において恣意性が働かないものと判断したため、株式会社みずほ銀行を第三者算定機関として選定したとのことです。なお、対象者は株式会社みずほ銀行から本公開買付価格の公平性に関する評価（フェアネスオピニオン）は取得していないとのことです。

株式会社みずほ銀行は、対象者からの依頼に基づき、対象者が提供した対象者の業績の内容等により、市場株価法、DCF 法、及び参考として類似会社比較法による算定を実施し、対象者は株式会社みずほ銀行から平成23年7月13日付で株式価値の算定結果について報告及び株式価値算定書の提出を受けたとのことです。それぞれの手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲は以下の通りとのことです。

市場株価法	:	296	～	323	円
DCF 法	:	546	～	844	円
類似会社比較法	:	379	～	559	円

市場株価法では、平成23年7月13日を基準日として、JASDAQにおける対象者の基準日から遡る過去1ヶ月間（平成23年6月14日～平成23年7月13日）の終値の単純平均値296円（円未満四捨五入、以下同様）、同過去3ヶ月間（平成23年4月14日～平成23年7月13日）の終値の単純平均値318円、ならびに同過去6ヶ月間（平成23年1月14日～平

(参考資料)

成 23 年 7 月 13 日) の終値の単純平均値 323 円を基に、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 296 円から 323 円までと分析されているとのことです。

DCF 法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成 24 年 5 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を計算し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 546 円から 844 円までと分析されているとのことです。なお、DCF 法に基づく企業価値や株式価値の分析の基礎となる対象者に係る収益予想において、実質的に大幅な増減等は見込まれていないとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手がける上場企業の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 379 円から 559 円までと分析されているとのことです。

対象者は、以上の算定結果を参考として、本公開買付価格について検討した結果、東日本大震災以降の日本経済の先行きについての不確実性の高まりを鑑み、本公開買付価格が DCF 法における普通株式 1 株当たりの価値の範囲の下限を下回るものの、類似会社比較法における普通株式 1 株当たりの価値の範囲内であること、及び本公開買付価格が市場株価における普通株式 1 株当たりの価値の範囲の上限を上回っていること等から、本公開買付価格は妥当であると判断したとのことです。

(7) 本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無について

本公開買付けの公表日現在、対象者株式は、JASDAQ に上場しております。本公開買付けは、対象者との関係強化を図ることを目的としており、対象者株式の上場廃止を企図するものではありません。また、対象者プレスリリースによれば、対象者も本公開買付け後も上場維持を希望しているとのことです。もっとも、本公開買付けにおいては、本公開買付価格での売却を希望する対象者の株主に対して広く売却機会を確保する観点から、買付予定数に上限を設けていないため、以下のような JASDAQ の定める上場廃止基準に従い、対象者株式が所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。

- ① 株主数が事業年度の末日に 150 人未満となった場合において、1 年以内に 150 人以上とならないとき
- ② 浮動株式数（上場株式数から、役員（取締役、会計参与、監査役、執行役）の持株数、上場株式数の 10%以上を所有する株主の持株数（明らかに固定的所有でない認められる株式を除く。）及び自己株式数を控除した株式数。）が事業年度の末日に 500 単位未満である場合において、1 年以内に 500 単位以上とならないとき
- ③ 浮動株時価総額（浮動株式数に事業年度の末日における最終価格を乗じた数値）が事業年度の末日に 2 億 5 千万円未満となった場合において、1 年以内に 2 億 5 千万円以上とならないとき

（なお、浮動株式数及び浮動株時価総額による上場廃止基準については、平成 25 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度より適用となります。）

本公開買付けの結果、万一、対象者株式が JASDAQ の定める上場廃止基準に抵触した場

(参考資料)

合には当社は対象者と上場廃止を回避するための具体的な方策を慎重に検討し、上場維持に向けた方策を実行する予定です。

なお、対象者プレスリリースによれば、平成23年7月6日付で、伊藤氏の保有する対象者株式100,000株と、原氏が保有する対象者株式100,000株が、対象者及び対象者の関係会社の役員及び従業員150名に無償譲渡されており、無償譲渡された株式については、譲渡人と譲受人の間で平成23年7月6日より2年間は第三者に譲渡しない旨の書面による合意がなされているとのことから、本公開買付け後も当社・伊藤氏・原氏を含め少なくとも153名の株主が存在するとのことです。なお、対象者株式の無償譲渡について、伊藤氏及び原氏によれば、これまで会社に貢献してきた対象者及び対象者の関係会社の役員及び従業員に報いるために、また対象者及び対象者の関係会社の役員及び従業員が対象者の将来について、より関心を持って欲しいとの思いから無償譲渡を行うことを数年来検討していたところ、創業者である伊藤氏及び原氏が共に今年還暦を迎えたため、節目の年として実施されたものであるとのことです。

(8) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、平成23年7月14日付で伊藤氏及び原氏との間で個別に本応募契約を締結しており、それぞれ所有する対象者株式（所有株式数：2,400,000株、株式所有割合：26.67%）のうち、最大で各々300,000株（株式所有割合：3.33%）、両氏合計600,000株（株式所有割合：6.67%）を応募することに合意しております。但し、本応募契約に基づく伊藤氏及び原氏の応募義務は、いずれも、(i)本応募契約における当社の表明及び保証（適法な設立・有効な存続、本応募契約締結権限の存在、本応募契約の有効性・強制執行可能性、許認可等の取得の履践、法令等との抵触の不存在、十分な資金調達の確度の存在）が重要な点において真実かつ正確であること、かつ、かかる状態が公開買付け期間の満了日（法令等に従い公開買付け期間が延長された場合には当該延長後における本公開買付けの最終日）まで継続していること、(ii)当社について本応募契約に定める義務（本公開買付けを実施する義務、秘密保持義務、地位譲渡の禁止義務、表明・保証違反及び契約違反における補償義務、誠実協議義務）の重大な違反が存在しないこと、(iii)法その他適用ある法令に従い、本公開買付けの開始に必要な全ての手続が履践されており、本公開買付けが本応募契約の規定に従って開始され、その後に変更又は撤回されていないこと、(iv)対象者の取締役会において本公開買付けに賛同する旨の決議がなされ、当該決議が撤回されていないこと、(v)司法・行政機関その他の権限ある機関に対して、本公開買付けを制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立て、訴訟又は手続（濫用的な場合を除く。）も係属しておらず、かつ、本公開買付けを制限又は禁止する旨のいかなる法令又は司法・行政機関その他の権限ある機関によるいかなる命令、処分若しくは判決も確定していないこと、(vi)当社が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含み、以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項の定めにより公正取引委員会に提出する届出に対し、公開買付けの満了日の前日までに、公正取引委員会から対象者

(参考資料)

の株式の処分や事業の一部の譲渡等を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けておらず、当該事前通知を受ける可能性のある期間が終了しており、かつ、同法第 10 条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けていないことを前提条件としております。なお、本応募契約上、上記の前提条件の全部又は一部が充足されない場合であっても、伊藤氏及び原氏の自らの判断により、本公開買付けに応募することができることとされております。

なお、伊藤氏及び原氏が本応募契約に基づき応募する可能性がある合計 600,000 株（株式所有割合：6.67%）と、対象者が応募を予定している自己株式 309,285 株（株式所有割合：3.44%）を合わせると 909,285 株（株式所有割合：10.10%）となり、当社は、法第 163 条第 1 項に規定される対象者の主要株主となる見込みであります。

また、本応募契約において、伊藤氏及び原氏の具体的な応募株式数については、対象者の消却後発行済株式総数 9,000,000 株の 3 分の 1 に相当する 3,000,000 株（株式所有割合 33.33%）を基準として下記の通り合意しております。

- i) 基準応募株式数が 2,400,001 株（株式所有割合：26.67%）以下の場合、伊藤氏及び原氏はそれぞれ 300,000 株（株式所有割合：3.33%）、合計 600,000 株（株式所有割合：6.67%）を応募するものとします。
- ii) 基準応募株式数が 2,400,001 株（株式所有割合：26.67%）超 3,000,000 株（株式所有割合：33.33%）以下の場合、基準応募株式数と合算して 3,000,000 株（株式所有割合：33.33%）を超えることとなる株式数を伊藤氏及び原氏がそれぞれ 300,000 株（株式所有割合：3.33%）を上限として両氏と当社が協議のうえ、応募するものとします。
- iii) 基準応募株式数が 3,000,001 株（株式所有割合：33.33%）以上の場合、伊藤氏及び原氏は本公開買付けに応募しないものとします。

なお、基準応募株式数が 2,400,001 株以下となった場合は、伊藤氏及び原氏はそれぞれ 300,000 株を本公開買付けに応募し、本公開買付け後の伊藤氏及び原氏のそれぞれの所有株式数は 2,100,000 株（株式所有割合：23.33%）、合計 4,200,000 株（株式所有割合：46.67%）となる予定です。一方、基準応募株式数が 3,000,001 株以上となった場合は、伊藤氏及び原氏は本公開買付けに応募しないため、所有株式数に変動はなく、伊藤氏及び原氏の本公開買付け後のそれぞれの所有株式数は 2,400,000 株（株式所有割合：26.67%）、合計 4,800,000 株（株式所有割合：53.33%）となる予定です。

その他に、本応募契約においては、伊藤氏及び原氏は、本公開買付けの決済の開始日後当面の間、対象者の役員として引き続きその職務を継続し、対象者が本応募契約締結日において行っている現在の事業と同様の事業を継続できるように、対象者の事業を支援するものとされております。

なお、当社は、伊藤氏及び原氏との間で、両者と共同して、対象者の株券等を取得し、若しくは譲渡し、若しくは対象者の株主としての議決権その他の権利を行使すること又は本公開買付けの後に相互に対象者の株券等を譲渡し、若しくは譲り受けることを合意してはおりませんので、伊藤氏及び原氏は、当社との関係で、法第 27 条の 2 第 7 項各号に定

(参考資料)

める特別関係者には該当しないものと判断しております。

また、当社は対象者との間で平成23年7月14日に本資本業務提携契約を締結しており、本資本業務提携契約締結日の前日時点で対象者が保有する自己株式 767,885 株のうち 309,285 株を、本公開買付けに応募する旨を合意しております。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

(平成22年11月30日現在)

(1) 名称	株式会社毎日コムネット	
(2) 所在地	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 伊藤 守 代表取締役専務 原 利典	
(4) 事業内容	学生専用マンションを主体とする不動産ソリューション事業及び学生生活支援事業	
(5) 資本金の額	775,066千円	
(6) 設立年月	昭和54年4月	
(7) 発行済株式数	9,458,600株	
(8) 事業年度の末日	11月30日 (現在は5月31日に変更済)	
(9) 従業員数	140人	
(10) 上場市場	ジャスダック上場 (8908)	
(11) 大株主及び持株比率	伊藤 守	26.43%
	原 利典	26.43%
	NORTHERN TRUST CO AVFC RE NORTHERN TRUST GUERNSEY NON TREATY CLIENTS(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	2.12%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1.86%
	和田 成史	1.35%
	本多 勲	1.33%
	株式会社みずほ銀行	1.27%
	株式会社三菱東京UFJ銀行	1.27%
	毎日コムネット社員持株会	1.18%
	遠藤 司	1.12%
(12) 公開買付者と対象者の関係		
資本関係	当社と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。	

(参考資料)

人的関係	当社と対象者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。 なお、当社は対象者との間で対象者が平成23年8月23日開催予定の定時株主総会において、当社が指名する取締役候補者2名を対象者の取締役として選任する議案を付議することで合意しております。			
取引関係	当社と対象者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。			
関連当事者への該当状況	対象者は、当社の関連事業者には該当しません。また、対象者の関係者、及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。			
(13) 最近3年間の財政状態及び経営成績(連結)				
	決算期	平成20年11月期	平成21年11月期	平成22年11月期
純資産		3,936,821千円	3,739,568千円	3,878,480千円
総資産		13,571,979千円	13,045,244千円	11,446,951千円
1株当たり純資産		431.64円	414.43円	446.27円
売上高		10,012,250千円	8,882,357千円	11,692,365千円
営業利益		1,521,359千円	486,750千円	756,754千円
経常利益		1,380,044千円	335,033千円	604,565千円
当期純利益		657,623千円	27,271千円	343,137千円
1株当たり当期純利益		70.48円	3.01円	38.58円
1株当たり配当金(単体)		20円	11円	14円

(2) 日程等

①日程

取締役会決議	平成23年7月14日(木曜日)
公開買付開始公告日	平成23年7月15日(金曜日)
公開買付届出書提出日	平成23年7月15日(金曜日)

②届出当初の買付け等の期間

平成23年7月15日(金曜日)から平成23年9月12日(月曜日)まで(41営業日)

③対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、405円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

(参考資料)

公開買付者は、本公開買付価格の決定にあたり、第三者算定機関である山田&パートナーズコンサルティング株式会社より平成23年7月12日に提出された株式価値算定に関する報告書を参考にいたしました。なお、当社は山田&パートナーズコンサルティング株式会社から本公開買付価格の公平性に関する評価（フェアネスオピニオン）は取得しておりません。第三者算定機関である山田&パートナーズコンサルティング株式会社は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、DCF法及び市場株価法を用いて、対象者の株式価値算定を行いました。当該株式価値算定に関する報告書における各手法による対象者の株式価値算定の結果は以下の通りです。

- 1) DCF法では、対象者が将来の一定期間に獲得するであろう資金（キャッシュフロー）を適切な割引率によって現在価値に還元して株式価値を算定し、1株当たりの株式価値を431円から570円と算定しております。
- 2) 市場株価法では、平成23年7月11日を基準日とし、JASDAQにおける市場株価及び出来高を観測し、対象者の普通株式の直近6ヵ月出来高加重平均324円（小数点以下第一位を四捨五入）、直近3ヵ月出来高加重平均324円（小数点以下第一位を四捨五入）、直近1ヵ月出来高加重平均293円（小数点以下第一位を四捨五入）及び基準日終値306円をもとに1株当たりの株式価値を293円から324円と算定しております。

当社は、株式価値算定に関する報告書の算定結果を参考に対象者の潜在的成長力も踏まえつつ、伊藤氏及び原氏と合意することができる買付価格が提示できるよう、検討いたしました。そのうえで、伊藤氏及び原氏と協議・交渉を行い、最終的に平成23年7月13日に405円を本公開買付価格とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成23年7月13日までの過去1か月間のJASDAQにおける売買価格の終値の単純平均値296円（小数点以下第一位を四捨五入）に対して、36.82%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となり、平成23年7月13日までの過去3か月間の終値の単純平均値318円（小数点以下第一位を四捨五入）に対して、27.36%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となり、平成23年7月13日までの過去6か月間の終値の単純平均値323円（小数点以下第一位を四捨五入）に対して、25.39%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

②算定の経緯

（買付価格決定に至る経緯）

当社は平成23年2月より対象者経営者と対象者との資本業務提携の可能性について本格的に検討を始めました。それ以降、両社で事業の方向性、協業関係構築の可能性やシナジーなどについて継続的に協議・検討を進めてまいりました。その結果、対象者にとっても、当社グループの卒業生に対して対象者が管理運営している学生マンションの入居を案内できるようになり、大学生に対して就職支援サービスを協同で行

(参考資料)

うことが可能となるなど、当社と資本業務提携をすることにより、更なる事業の展開が可能となり、対象者の企業価値向上につながるとの判断に至りました。本公開買付けを実施するにあたり、公開買付者は対象者の株式価値の算定を行うため、平成23年7月12日付で第三者算定機関である山田&パートナーズコンサルティング株式会社より、対象者の株式価値算定に関する報告書を取得しております。なお、当社は山田&パートナーズコンサルティング株式会社から本公開買付価格の公平性に関する評価（フェアネスオピニオン）は取得していません。当該株式価値算定に関する報告書における各手法による対象者の株式価値算定の結果は以下の通りです。

- 1) DCF法では、対象者が将来の一定期間に獲得するであろう資金（キャッシュフロー）を適切な割引率によって現在価値に還元して株式価値を算定し、1株当たりの株式価値を431円から570円と算定しております。
- 2) 市場株価法では、平成23年7月11日を基準日とし、JASDAQにおける市場株価及び出来高を観測し、対象者の普通株式の直近6ヵ月平均324円（小数点以下第一位を四捨五入）、直近3ヵ月平均324円（小数点以下第一位を四捨五入）、直近1ヵ月平均293円（小数点以下第一位を四捨五入）及び基準日終値306円をもとに1株当たりの株式価値を293円から324円と算定しております。

当社は、株式価値算定に関する報告書の算定結果を参考に対象者の潜在的成長力も踏まえつつ、伊藤氏及び原氏と合意することができる買付価格が提示できるよう、検討いたしました。そのうえで、伊藤氏及び原氏と協議・交渉を行い、最終的に平成23年7月13日に405円を本公開買付価格とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成23年7月13日までの過去1か月間のJASDAQにおける売買価格の終値の単純平均値296円（小数点以下第一位を四捨五入）に対して、36.82%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となり、平成23年7月13日までの過去3か月間の終値の単純平均値318円（小数点以下第一位を四捨五入）に対して、27.36%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となり、平成23年7月13日までの過去6か月間の終値の単純平均値323円（小数点以下第一位を四捨五入）に対して、25.39%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

(買付価格の公正性を担保するための措置について)

対象者は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定において、その公平性を担保するために、対象者のフィナンシャル・アドバイザーである株式会社みずほ銀行を独立した第三者算定機関に選定し、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、かかる独立性について、対象者は株式会社みずほ銀行から、上記株式価値算定を実施した部門が営業部門と本件に関する情報を遮断していることを口頭にて確認しており、また、株式会社みずほ銀行が当社及び対象者の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないこと

(参考資料)

から、株式価値算定において恣意性が働かないものと判断したため、株式会社みずほ銀行を第三者算定機関として選定したとのことです。なお、対象者は株式会社みずほ銀行から本公開買付価格の公平性に関する評価（フェアネスオピニオン）は取得していないとのことです。

株式会社みずほ銀行は、対象者からの依頼に基づき、対象者が提供した対象者の業績の内容等により、市場株価法、DCF法、及び参考として類似会社比較法による算定を実施し、対象者は株式会社みずほ銀行から平成23年7月13日付で株式価値の算定結果について報告及び株式価値算定書の提出を受けたとのことです。それぞれの手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲は以下の通りとのことです。

市場株価法	:	296	～	323円
DCF法	:	546	～	844円
類似会社比較法	:	379	～	559円

市場株価法では、平成23年7月13日を基準日として、JASDAQにおける対象者の基準日から遡る1ヶ月間（平成23年6月14日～平成23年7月13日）の終値の単純平均値296円（円未満四捨五入、以下同様）、同過去3ヶ月間（平成23年4月14日～平成23年7月13日）の終値の単純平均値318円、ならびに同過去6ヶ月間（平成23年1月14日～平成23年7月13日）の終値の単純平均値323円を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を296円から323円までと分析されているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成24年5月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を計算し、普通株式1株当たりの価値の範囲を546円から844円までと分析されているとのことです。なお、DCFに基づく企業価値や株式価値の分析の基礎となる対象者に係る収益予想において、実質的に大幅な増減等は見込まれていないとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手がける上場企業の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を379円から559円までと分析されているとのことです。

対象者は、以上の算定結果を参考として、本公開買付価格について検討した結果、東日本大震災以降の日本経済の先行きについての不確実性の高まりを鑑み、本公開買付価格がDCF法における普通株式1株当たりの価値の範囲の下限を下回るものの、類似会社比較法における普通株式1株当たりの価値の範囲内であること、及び本公開買付価格が市場株価法における普通株式1株当たりの価値の範囲の上限を上回っていること等から、本公開買付価格は妥当であると判断し、平成23年7月14日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明することを決議したとのことです。なお、本公開買付けは、当社と対象者との関係強化を図ることを目的としており、対象

(参考資料)

者株式の上場廃止を企図するものではなく、対象者においても本公開買付け後も上場維持を希望していることから、本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取り、株主の皆様の判断に委ねる旨を決議したとのことです。

③算定機関との関係

当社の第三者算定機関である山田&パートナーズコンサルティング株式会社は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,000,000 (株)	— (株)	— (株)

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設けておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 対象者の消却後発行済株式総数(9,000,000株)から、(i)伊藤氏及び原氏の両氏が継続して所有する予定である合計株式数4,200,000株(伊藤氏及び原氏の両氏が所有する合計株式数4,800,000株から、各々が本公開買付けへの応募を予定する最大株式数各300,000株(株式所有割合:3.33%)、両氏合計600,000株(株式所有割合:6.67%)を除いた伊藤氏及び原氏の両氏が所有する合計株式数)、(ii)公開買付け期間の満了日の前日の取引終了時点における本公開買付けに対する応募株式数が消却後発行済株式総数の3分の1を超えた場合に、伊藤氏及び原氏が応募しない600,000株(株式所有割合:6.67%)、及び(iii)平成23年7月6日付で伊藤氏及び原氏から対象者及び対象者の関係会社の役員及び従業員150名に無償譲渡された200,000株(なお、当社は譲渡人である伊藤氏及び原氏より、無償譲渡された株式については、譲渡人と譲受人の間で平成23年7月6日より2年間は第三者に譲渡しない旨の書面による合意がなされている旨の確認書を受領しています。)を控除した株式数である4,000,000株(株式所有割合:44.44%)を買付予定数として記載しております。本公開買付けにおいては、応募株券等の全部の買付けを行いますので、取得する株式数は消却後発行済株式総数である9,000,000株となります。

(注3) 対象者が平成23年4月13日に提出した第33期第1四半期報告書によれば、平成23年2月28日現在において、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)が30個(目的となる株式数は6,000株)あります。本新株予約権は、平成16年2月26日開催の対象者定時株主総会決議及び平成16年4月1日開催の対象者取締役会決議に基づき発行されておりますが、本新株予約権の行使期間は、平成23年3月31日をもって終了しております。なお、対象者より、平成23年2月28日以降平成23年3月31日までの間に本新株予約権に係る行使がなかった旨の報告を受けております。

(参考資料)

(注4) 本公開買付けにおいては、単元未満株式も買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注5) 対象者は、平成23年7月14日開催の対象者取締役会において、対象者が平成23年7月14日付で実施した自己株式の一部消却後に残存する自己株式の全て(309,285株)について、本公開買付けに応募する旨の決議をしているとのこととです。なお、平成23年7月14日以降に対象者が取得する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合一%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合一%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	40,000個	(買付け等後における株券等所有割合44.44%)
対象者の総株主等の議決権の数	86,900個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(4,000,000株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成23年4月13日に提出した第33期第1四半期報告書に記載された平成22年11月30日現在の対象者の総株主の議決権の数です。但し、平成23年7月14日開催の対象者取締役会において、対象者の保有する自己株式(本資本業務提携契約締結日の前日時点で対象者が保有する自己株式767,885株)のうち458,600株について消却する旨の決議がなされ同日付で消却されていること、及び、本公開買付けにおいては、単元未満株式及び平成23年7月14日付で対象者において実施された自己株式の消却後に対象者が保有する自己株式309,285株の全てについても買付けの対象としていることから、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、消却後発行済株式総数である9,000,000株に係る議決権の数(90,000個)を分母としております。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設定しておらず、応募株券等の全部の買付けを行います。従って、公開買付者が取得する株券等に係る議決権の最大数は、消却後発行済株式総数である9,000,000株に係る議決権の数である90,000個となります。また、この場合における「買付け等後における株券等所有割合」は100.00%となります。

(7) 買付代金 1,620百万円

(参考資料)

(注) 買付代金は、買付予定数に(4,000,000株)に1株当たりの本公開買付価格(405円)を乗じた金額を記載しております。ただし、本公開買付けにおいては上限を設けておらず、応募株券等の全部の買付けを行いますので、対象者の消却後発行済株式総数である9,000,000株の全てを買い付けた場合の買付代金は3,645,000,000円となります。

(8) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほインベスターズ証券株式会社 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号

②決済の開始日

平成23年9月20日(火曜日)

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛てに郵送します。買付けは現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

④株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は公開買付けの撤回等を行った日)以後、速やかに返還すべき株券等を応募が行われた時の状態に戻すことにより返還いたします。

(9) その他買付け等の条件及び方法

①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

公開買付者は、買付予定数に上限及び下限を設定しておりません。従って、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含み、以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(参考資料)

但し、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事実に基づき、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

また、公開買付期間満了の前日までに、独占禁止法第 10 条第 2 項の定めによる公正取引委員会に対する事前届出に関し、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、及び、独占禁止法第 10 条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかったものとして本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引き下げた価格で買付けを行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに、以下に指定する者の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。応募株券等は手続終了後速やかに上記「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返

(参考資料)

還します。

解除書面を受領する権限を有する者
みずほインベスターズ証券株式会社
東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目 10 番 30 号
(その他のみずほインベスターズ証券株式会社全国各支店)

⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上

(参考資料)

記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け又は公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 23 年 7 月 15 日（金曜日）

(11) 公開買付代理人

みずほインベスターズ証券株式会社 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目 10 番 30 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しについては前記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本資本業務提携契約の概要」、 「(4) 本公開買付け実施後の経営方針」、及び「(5) 本公開買付け後、対象者の株券等を追加取得する予定の有無」をご参照下さい。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者が賃貸管理する学生マンションへ当社のグループ企業の卒業生に対して入居を推奨することができ、海外の留学生や日本人学生が入居する高規格な学生マンションの共同企画が可能となるなど、相互にとってメリットを享受できると判断し、平成 23 年 7 月 14 日開催の対象者取締役会において、取締役 7 名のうち伊藤氏及び原氏については、それぞれ当社との間で、対象者が本公開買付けについて賛同の意見表明を行い、かつ当該意見表明が撤回されていないことを条件として、本公開買付けに最大で各々 300,000 株（株式所有割合：3.33%）、両氏合計 600,000 株（株式所有割合：6.67%）を応募する旨の合意を行っており、上記議案が決議されることについて利益相反のおそれを回避するために、伊藤氏及び原氏を除く取締役 5 名の全員一致で本資本業務提携契約を締結すること、並びに本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行うことを決議したとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社及び対象者から独立した第三者

(参考資料)

算定機関である株式会社みずほ銀行から取得した対象者の株式価値の算定結果を参考として、本公開買付価格について検討した結果、東日本大震災以降の日本経済の先行きについての不確実性の高まりを鑑み、本公開買付価格が DCF 法における普通株式 1 株当たりの価値の範囲の下限を下回るものの、類似会社比較法における普通株式 1 株当たりの価値の範囲内であること、及び本公開買付価格が市場株価法における普通株式 1 株当たりの価値の範囲の上限を上回っていること等から、本公開買付価格は妥当であると判断し、平成 23 年 7 月 14 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明することを決議したとのことです。

なお、本公開買付けは、当社と対象者との関係強化を図ることを目的としており、対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、対象者においても本公開買付け後も上場維持を希望していることから、本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取り、株主の皆様の判断に委ねる旨を決議したとのことです。なお、対象者取締役会には、対象者の監査役 3 名（いずれも社外監査役）全員が出席しており、いずれも対象者取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べたとのことです。

当社は、前述の通り、対象者との関係強化を図ることを目指し、平成 23 年 7 月 14 日付で本資本業務提携契約を締結しております。かかる本資本業務提携契約の内容については、前記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本資本業務提携の概要」をご参照下さい。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

当社は、平成 23 年 7 月 14 日付で伊藤氏及び原氏との間で個別に本応募契約を締結しており、それぞれ所有する対象者株式（所有株式数：2,400,000 株、株式所有割合：26.67%）のうち、最大で各々 300,000 株（株式所有割合：3.33%）、両氏合計 600,000 株（株式所有割合：6.67%）を応募することに合意しております。但し、本応募契約に基づく伊藤氏及び原氏の応募義務は、いずれも、(i) 本応募契約における当社の表明及び保証（適法な設立・有効な存続、本応募契約締結権限の存在、本応募契約の有効性・強制執行可能性、許認可等の取得の履践、法令等との抵触の不存在、十分な資金調達確度の存在）が重要な点において真実かつ正確であること、かつ、かかる状態が公開買付期間の満了日（法令等に従い公開買付期間が延長された場合には当該延長後における本公開買付けの最終日）まで継続していること、(ii) 当社について本応募契約に定める義務（本公開買付けを実施する義務、秘密保持義務、地位譲渡の禁止義務、表明・保証違反及び契約違反における補償義務、誠実協議義務）の重大な違反が存在しないこと、(iii) 法その他適用ある法令に従い、本公開買付けの開始に必要な全ての手続が履践されており、本公開買付けが本応募契約の規定に従って開始され、その後に変更又は撤回されていないこと、(iv) 対象者の取締役会において本公開買付けに賛同する旨の決議がなされ、当該決議が撤回されていないこと、(v) 司法・行政機関その他の権限ある機関に対して、本公開買付けを制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立て、訴訟又は手続（濫用的な場合を除く。）も係属しておらず、かつ、本公開買付けを制限又は禁止する旨のいかなる法令又は司法・行政機関その他

(参考資料)

の権限ある機関によるいかなる命令、処分若しくは判決も確定していないこと、(vi)当社が、独占禁止法第10条第2項の定めにより公正取引委員会に提出する届出に対し、公開買付けの満了日の前日までに、公正取引委員会から対象者の株式の処分や事業の一部の譲渡等を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けておらず、当該事前通知を受ける可能性のある期間が終了しており、かつ、同法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けていないことを前提条件としておりません。なお、本応募契約上、上記の前提条件の全部又は一部が充足されない場合であっても、伊藤氏及び原氏の自らの判断により、本公開買付けに応募することができることとされており、

なお、伊藤氏及び原氏が本応募契約に基づき応募する可能性がある合計600,000株(株式所有割合:6.67%)と、対象者が応募を予定している自己株式309,285株(株式所有割合:3.44%)を合わせると909,285株(株式所有割合:10.10%)となり、当社は、法第163条第1項に規定される対象者の主要株主となる見込みであります。

また、本応募契約において、伊藤氏及び原氏の具体的な応募株式数については、対象者の消却後発行済株式総数9,000,000株の3分の1に相当する3,000,000株(株式所有割合33.33%)を基準として下記の通り合意しております。

- i) 基準応募株式数が2,400,001株(株式所有割合:26.67%)以下の場合、伊藤氏及び原氏はそれぞれ300,000株(株式所有割合:3.33%)、合計600,000株(株式所有割合:6.67%)を応募するものとします。
- ii) 基準応募株式数が2,400,001株(株式所有割合:26.67%)超3,000,000株(株式所有割合:33.33%)以下の場合、基準応募株式数と合算して3,000,000株(株式所有割合:33.33%)を超えることとなる株式数を伊藤氏及び原氏がそれぞれ300,000株(株式所有割合:3.33%)を上限として両氏と当社が協議のうえ、応募するものとします。
- iii) 基準応募株式数が3,000,001株(株式所有割合:33.33%)以上の場合、伊藤氏及び原氏は本公開買付けに応募しないものとします。

なお、基準応募株式数が2,400,001株以下となった場合は、伊藤氏及び原氏はそれぞれ300,000株を本公開買付けに応募し、本公開買付け後の伊藤氏及び原氏のそれぞれの所有株式数は2,100,000株(株式所有割合:23.33%)、合計4,200,000株(株式所有割合:46.67%)となる予定です。一方、基準応募株式数が3,000,001株以上となった場合は、伊藤氏及び原氏は本公開買付けに応募しないため、所有株式数に変動はなく、伊藤氏及び原氏の本公開買付け後のそれぞれの所有株式数は2,400,000株(株式所有割合:26.67%)、合計4,800,000株(株式所有割合:53.33%)となる予定です。

その他に、本応募契約においては、伊藤氏及び原氏は、本公開買付けの決済の開始日後当面の間、対象者の役員として引き続きその職務を継続し、対象者が本応募契約締結日において行っている現在の事業と同様の事業を継続できるように、対象者の事業を支援するものとされており、

なお、当社は、伊藤氏及び原氏との間で、両者と共同して、対象者の株券等を取得し、若しくは譲渡し、若しくは対象者の株主としての議決権その他の権利を行使すること又は

(参考資料)

本公開買付けの後に相互に対象者の株券等を譲渡し、若しくは譲り受けることを合意してはおりませんので、伊藤氏及び原氏は、当社との関係で、法第 27 条の 2 第 7 項各号に定める特別関係者には該当しないものと判断しております。

(3) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は平成23年7月14日に平成23年5月期決算短信を公表しております。当該公表に基づく平成23年5月期の対象者の損益状況等は以下の通りです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。なお、対象者は、本公開買付けに係る公開買付け期間中に、第33期有価証券報告書を提出する予定とのことです。

①損益の状況

決算年月	平成 23 年 5 月期 (第 33 期)
売上高	5,249,352 千円
売上原価	3,689,817 千円
販売費及び一般管理費	1,005,167 千円
営業外収益	8,185 千円
営業外費用	71,236 千円
当期純利益 (当期純損失)	287,896 千円

② 1 株当たりの状況

決算年月	平成 23 年 5 月期 (第 33 期)
1 株当たり当期純損益	33.12 円
1 株当たり配当額	11 円
1 株当たり純資産額	465.15 円

以上